

不動産登記に関する事務の一部の停止について

土地区画整理事業に係る換地処分の公告がなされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的とした各種登記申請は、公告日の翌日から事業の登記が完了するまでの間は、原則として、受理することができませんので、ご注意願います。

また、事業の対象地域内の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は

登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されませんので
ご注意願います。

ご不明な点は、管轄登記所の職員にお尋ねください。

名古屋法務局

期 間	対象地域名	事務停止の理由
平成 30 年 10 月 29 日から平成 31 年 1 月 31 日まで(予定)	小牧市大字久保一色字山新田, 字内田, 字野中, 大字小松寺字水屋前, 字桜木, 字常光堂, 字法花寺, 字東前, 字辻ノ内, 字東長様, 字正念山, 字赤土, 大字文津字山岸, 字西野々, 大字岩崎字町屋, 字東成海, 大字小牧原新田字伝右エ門前 以上の一部 小牧市大字小松寺字下仲田, 字上仲田 以上の全部 (春日井支局管轄)	土地区画整理事業